

議第 1 号 日高市都市計画審議会運営要領の一部改正について

日高市都市計画審議会運営要領の一部改正について

日高市都市計画審議会運営要領（平成12年8月都計審決定）の一部を次のように改正する。

（1）改正内容

第3条の次に次の1条を加える。

（代理出席）

第3条の2 条例第3条第3号に規定する関係行政機関の職員のうちから任命された委員がやむを得ない理由により出席できないときは、その者が指名する当該機関の職員を代理人として審議会の会議に出席させることができる。この場合において、当該代理人は、会議において意見を述べ、及び議決に加わることができる。

（2）施行日

この要領は、令和2年8月19日から施行する。

《参考》

日高市都市計画審議会条例（抜粋）

（組織）

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- （1） 学識経験を有する者 8人以内
- （2） 市の議会の議員 3人以内
- （3） 関係行政機関の職員 2人以内

《改正後》

○日高市都市計画審議会運営要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、日高市都市計画審議会条例(平成12年日高市条例第11号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、日高市都市計画審議会(以下「審議会」という。)及び日高市都市計画審議会常務委員会(以下「常務委員会」という。)の運営に関し必要なものを定めるものとする。

(会長及び職務代理者の任期)

第2条 会長及び職務代理者の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けた場合における新たに選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第2章 会議

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会と常務委員会開催の日の3日前までに、招集の日時、場所及び会議の事項を委員及び臨時委員に通知しなければならない。ただし急施を要する場合は、この限りでない。

2 前項の会議の招集の際に、条例第5条第1項による会長が選出されていない場合は、日高市長が会議を招集するものとする。

(代理出席)

第3条の2 条例第3条第3号に規定する関係行政機関の職員のうちから任命された委員がやむを得ない理由により出席できないときは、その者が指名する当該機関の職員を代理人として審議会の会議に出席させることができる。この場合において、当該代理人は、会議において意見を述べ、及び議決に加わることができる。

(会議録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 案件の内容
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席及び欠席した委員及び臨時委員の氏名
- (4) 案件の経過
- (5) 賛否の数

- 2 会議録には、会長及び会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。
- 3 会議録の公開請求があったときは、原則として公開するものとする。ただし、審議会の会長が、会議に諮り、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

(参考人)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

第3章 常務委員会

(常務委員会)

第6条 常務委員会は、審議会が委任した事項について、審議会が有する権限と同様の権限を有する。

第7条 条例第7条第2項に規定する会長の指名する委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 知識経験を有する者 3人以内

(2) 市の議会の議員 2人以内

- 2 委員長は、審議会の会長をもってこれを充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第4章 雑則

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する

この要領は、令和2年8月19日から施行する。